

行事開催申請等取扱実施基準

公益社団法人 日本オリエンテERING協会
総務委員会

1. この基準は「公認大会開催に関する規則」（以下「開催規則」という）にもとづく公認大会や、公益社団法人日本オリエンテERING協会（以下「J O A」という）が開催する行事などの申請取扱の庶務内容を示すものである。

2. 主催者の定義

本実施基準における主催者とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) J O AおよびJ O Aの各委員会、ならびにJ O Aと共催する各団体
- (2) J O Aの正会員たる各都道府県オリエンテERING協会・委員会（以下「都道府県協会員」という）、ならびに都道府県協会員と共催する各団体
- (3) 都道府県協会員以外のJ O Aの正会員たる理事会で承認されたオリエンテERINGに関連する団体（以下「団体会員」という）、ならびに団体会員と共催する各団体
- (4) 日本学生オリエンテERING連盟に正準加盟する各団体
- (5) J O Aが認定するオリエンテERINGクラブ
- (6) J O Aが認定する認定資格者、イベントアドバイザー、トレイルオリエンテERING・コントローラ、トレイルオリエンテERING普及員、ナビゲーション・インストラクターおよびナビゲーション・マイスターを構成員に含む実行委員会

3. 行事等の定義

本実施基準における行事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公認大会 開催規則 2.1 に示される各カテゴリの大会
- (2) 全日本大会 開催規則 2.2 に示される大会
- (3) 主催行事 主催者が開催する大会・講習会・指導会・練習会等の行事
- (4) その他行事 主催者が関係する展示会等オリエンテERING行事

各号に掲げる用語の意義の中には、フットオリエンテERING以外に、スキーオリエンテERING、マウンテンバイクオリエンテERING、トレイルオリエンテERINGや、主催者が日本国内にて主催するロゲイニング行事、トレイルランニング行事、それに付随する各講習会、指導会、練習会も含めるものとする。

4. 保険の契約と保険料の決定

保険契約の主務は総務委員会が担当とし、事務局が補佐する。

- (1) J O Aは賠償責任保険を契約する。保険料は全額をJ O Aが精算し、事後で正会員の負担額を決定し、正会員に通知する。
- (2) J O Aは行事参加者補償制度費用保険（以下「行事参加者保険」という）を契約する。保険料は全額をJ O Aが精算し、事後で主催者の負担額を決定し、必要に応じて通知する。
- (3) 賠償責任保険および行事参加者保険は、全日本大会での適用を前提に契約しなければならない。
- (4) 賠償責任保険および行事参加者保険の契約更新について、更新日の1ヶ月前までに総務委員会で承認を得なければならない。

5. 行事開催申請受入事務

行事開催申請受入の主務は事務局が担当とし、総務委員会が補佐する。

- (1) 主催者は、行事等を開催する場合、別に定める「オリエンテERING行事開催届」（以下「行事開催届」という）を、行事開催初日の3日前までに事務局に提出するものとする。
- (2) 主催者は、行事開催届に本実施基準4の(2)で契約されている行事参加者保険について、適用希望の有無を明記しなければならない。
- (3) 行事開催届を事務局が受理することで、本実施基準4の(1)で契約されている賠償責任保険が適用される行事等とする。

- (4) 事務局は、行事開催届の内容を確認し、受理の可否を速やかに主催者に回答しなければならない。

6. 行事完了報告受入事務

行事完了報告受入の主務は事務局が担当とし、総務委員会が補佐する。

- (1) 本実施基準 5 の (1) で行事開催届を提出し、事務局に受理された主催者は、別に定める「オリエンテーリング行事完了報告届」(以下「行事完了届」という)を、行事開催最終日の 1 週間後までに事務局に提出しなければならない。
- (2) 本実施基準 5 の (2) で行事参加者保険の適用を希望した主催者は、行事完了届に記載された内容に沿って、後日保険料を精算しなければならない。
- (3) 事務局は、行事完了届の内容を確認し、受理の可否を速やかに各主催者に回答しなければならない。
- (4) 主催者は、日付、競技種目および実施内容、実参加者数、行事運営者数(講師、地図調査者、試走会試走者、行事運営の補助者も含む)、所要時間をまとめて報告しなければならない。
- (5) 主催者は、実参加者数の根拠として参加者名簿(名前(ふりがな)、性別、年齢(または生年月日)、連絡先)をまとめて保管し、J O A の要望に応じて提出できるようにしなければならない。その保管日数は「行事完了届」が受理されてから 1 8 0 日とする。

7. 保険料の精算

保険料精算の主務は事務局が担当とし、総務委員会が補佐する。

- (1) 賠償責任保険の保険料は、J O A および正会員が負担し、その他の主催者は免除とする。
- (2) 行事参加者保険の保険料は、受益者負担を原則とし、J O A が主催者に請求を行う。
- (3) 行事参加者保険の負担額は、料率および所要時間、ならびに実参加者数によって算出するものとする。また以下の内容を加味するものとする。
 - ① イ料率を適用する競技種目
 - ・フットオリエンテーリング
 - ・トレイルオリエンテーリング
 - ・上記に付随する講習会・指導会・練習会
 - ・行事運営者(ただしマウンテンバイクを使用した行事運営者はロ料率、スキーを装着した行事運営者はハ料率とする)
 - ② ロ料率を適用する競技種目
 - ・マウンテンバイクオリエンテーリング
 - ・ロゲイニング(制限時間 12 時間まで。夜間競技は引受除外とする)
 - ・トレイルランニング(夜間競技は引受除外とする)
 - ・上記に付随する講習会・指導会・練習会(机上のみの講習はイ料率とする)
 - ③ ハ料率を適用する競技種目
 - ・スキーオリエンテーリング
 - ・スノーシューなどを装着した雪上のオリエンテーリング
 - ・上記に付随する講習会・指導会・練習会(机上のみの講習はイ料率、夏季にローラースキーを使用した練習会等はロ料率とする)
 - ④ 所要時間は、会場開場時刻(または集合時刻)から会場閉鎖時刻(または解散時刻)までとする
 - ⑤ 当日申込者(いわゆる当日参加者)は、主催者が準備する参加者名簿に記載できる場合に限り補償対象とし、実参加者数として人数カウントに含めるものとする。
 - ⑥ 事前申込者が欠席した場合は、実参加者数から除外し、人数カウントに含めないものとする。ただし、当日会場に来て受付を通過した上でスタートをしなかった参加者は、実参加者数として人数カウントに含まれるものとする。
 - ⑦ ロゲイニングのようなグループ単位での競技や、リレーのようなチーム単位での競技については、実際に参加した人数を実参加者数として人数カウントするものとする。

- ⑧ 主催者が希望すれば、行事運営者も補償対象とすることができる。その場合は、人数カウントを参加者と分けなければならない。また所要時間は、準備集合から準備解散までとし、自宅、宿舎からの往復途上の事故も補償対象となる。
- (4) 事務局は、主催者の負担額が決定次第すみやかに通知する。ただしその負担額が、主催者ごとの月累計が1,500円に満たない場合は一律1,500円とする。
- (5) 主催者は、事務局の通知から2週間以内に精算を行うものとする。
- (6) 事務局は、当月分の該当行事等をまとめた月次行事通知書を翌月15日までにChubb損害保険代理店(有)山田損害保険事務所(以下「保険代理店」という)に提出するものとする。
- (7) JOAは、前年実績人数に基づく保険料を一括もしくは分割にて保険代理店に支払うものとし、保険期間終了時に確定精算は行わないものとする。

8. 行事参加者保険の保険料精算口座

行事参加者保険の保険料受領の記録を明確にするため口座を特定する。

- (1) 主口座 三井住友銀行 三田通支店 普通
番号 5483481 名義人 公益社団法人日本オリエンテーリング協会
- (2) 郵便振替 口座番号 00150-2-143498
加入者 公益社団法人日本オリエンテーリング協会
- (3) 郵便振替口座への寄附金は、適宜主口座に付け替えるものとする。

9. その他

- (1) 事故発生時の対応については別途定める。
- (2) 行事開催申請、行事完了報告、および保険の適応等に際し得られた個人情報、JOAが定める個人情報保護理念等に沿って適切な対応を行う。

10. 改廃等

この実施基準の改廃は、総務委員会の承認、および理事会の報告を経て行う。

11. 附則

- この実施基準は令和7年10月1日から施行する。
- 本実施基準4の(2)でいう主催者の負担額は以下のとおりとする。

所要時間	5時間以内	5.5～9時間	9.5～12時間
イ料率	¥30	¥60	¥90
ロ料率	¥70	¥130	¥200
ハ料率	¥110	¥220	¥330

※時間は、会場開場時刻(または集合時刻)から会場閉鎖時刻(または解散時刻)までとし、個人やチームの競技時間等とは異なる。

- 「行事開催届」を提出したにもかかわらず、「行事完了届」を提出しなかった主催者に対しては、それ以降に該当主催者が開催する行事等の受入を停止する場合がある。
- 当面の間、以下に該当する行事等は、受入を停止する。
 - ・夜間にかかる行事等
 - ・所要時間が12時間を上回る行事等
 - ・国外で開催される行事等
 - ・その他、本実施基準3で掲げる、オリエンテーリング、ロゲイニング、トレイルランニングを上回る危険度があると、事務局が判断する行事等
- 従前の傷害保険との取り扱いの違いによる混乱を避けるため、当面の間、本実施基準2の(5)および(6)に分類される主催者の行事等は、受入を停止する。